

別記様式1号(細則4)

年度獣医師奨学金等返済支援資金給付対象者募集要望書

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

和歌山県知事

㊟

獣医師奨学金等返済支援資金給付事業において、当県は、 年度に下記のとおり新規対象者の募集を希望するので、よろしく御配慮いただきたい。

記

- 1 新規採用希望人数 名
- 2 事業実施主体以外の修学資金の負担及び配属計画

配属先名	人数	負担月額	備考 (氏名、大学、学年等)

- (注) 1 この要望書は、就業予定先から提出してもらうものです。  
2 就業を予定する者がある場合は、その氏名、在籍大学名、学年等を備考欄 に記載してください。

別記様式2号 (細則6 (1))

獣医師奨学金等返済支援資金給付申請書

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

申請者氏名 (印)  
 連帯保証人氏名 (印)  
 連帯保証人氏名 (印)

獣医師奨学金等返済支援給付事業の返済支援資金の給付を受けたいので、公益社団法人和歌山県獣医師会獣医師奨学金等返済支援給付事業実施細則5の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、返済支援資金の給付を受けることとなったときは、同細則を遵守することを誓います。

記

ふりがな 氏名			大   学	名 称 (学部、学科名)			
生年月日	年 月 日生 ( 歳)			入 学 年 月 日 卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日 年 月 日		
本籍地	県(都道府)				給付申請時の学年		第 学年
現住所及び 電話番号	〒 TEL			高等学 卒業以降 の学歴等			
高等学 卒業以降 の学歴等	年 月 日			事 項			
連帯保証人 (連帯保証 人のうち1 人は父又は 母とすること。)	ふりがな 氏名	( 年 月 日生)		ふりがな 氏名	( 年 月 日生)		
	本籍地	県 (都道府)		本籍地	県 (都道府)		
	現住所 電話番号	〒 TEL		現住所 電話番号	〒 TEL		
	職 業			職 業			
	勤務先			勤務先			
	本人と の続柄			本人と の続柄			
希望する返済支 援の総額	円						

添付書類 ①推薦書

②健康診断書

- ③戸籍謄本
  - ④学業成績証明書
  - ⑤主たる家計支持者 1 人の所得証明書又は源泉徴収票の写し
  - ⑥奨学金等の受給月額及び返済残額を証する書類
  - ⑦和歌山県内の高等学校を卒業したことを証する書類または扶養義務者が引き続き 3 年以上和歌山県内に居住していることを証する書類
- ※ 既に獣医師免許を取得している方については
- ①に代えて、獣医師免許証の写し
  - ④に代えて、卒業証明書及び最終学校の成績証明書



別記様式4号(細則9)

奨学金等返済支援資金給付候補者決定通知書

番 号  
年 月 日

奨学金等返済支援資金給付候補者

番号 ( )

氏名 様

公益社団法人 和歌山県獣医師会

会長 印

年 月 日付けをもって提出された獣医師奨学金等返済支援資金給付申請について、下記のとおり給付候補者に決定しましたので、通知します。

記

1 氏 名

2 決定番号 ( )

3 給付予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 奨学金等返済支援資金給付額 月額 円

5 給付の決定 この給付は「獣医師奨学金等返済支援資金給付契約書」の締結に基づいて行う。

獣医師奨学金等返済支援資金の返還金の返還請求書

番 号  
年 月 日

奨学金返済支援資金給付者

殿

公益社団法人 和歌山県獣医師会  
会長 ㊟

貴殿と交わした獣医師奨学金等返済支援資金給付契約に基づき、奨学金等返済支援資金の給付を行ってきましたが、契約書第 条\*の規定に基づき、下記のとおり返還金を返還されたく請求します。(なお、請求のあった日から6か月以内に正当な理由がなく返還金の返還がなされない場合は契約書第11条により延滞利子が付加されます。)

記

返還すべき事由	
奨学金等返済支援資金に該当する金額	円
加算金額	円
合計	円
返還期限	年 月 日まで

備考 1 不明のことがあるときは、折り返し公益社団法人和歌山県獣医師会に照会してください。

2 納付に当たっては、公益社団法人和歌山県獣医師会の下記の口座に振り込んでください。

金融機関： 銀行 支店

口座の種類：

口座番号：

名義人：

(施行上の注意：請求額算出の明細書を添付する。)

\* (注) 返還事由に応じて記入の上請求する。また、必要な項目は追加する。

獣医師奨学金等返済支援資金給付契約書

公益社団法人和歌山県獣医師会会長 (以下「甲」という。) 公益社団法人和歌山県獣医師会獣医師奨学金等返済支援給付事業実施細則 (以下「細則」という。) を了知した (以下「乙」という。) は、獣医師奨学金等返済支援資金 (以下「返済支援資金」という。) の給付について、本契約書第1条(3)の就業条件一 (若しくは二※条件に合わせて記載する) の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(所在地) 和歌山県和歌山市広道 20  
第1田中ビル 201号

(連絡先) 073-436-4529

(名 称) 公益社団法人和歌山県獣医師会  
会長 ⑩

(乙)

(本 籍)

(住 所)

(連絡先)

(氏 名) ⑩

(乙の連帯保証人)

(本 籍)

(住 所)

(連絡先)

(氏 名) ⑩

(乙の連帯保証人)

(本 籍)

(住 所)

(連絡先)

(氏 名) ⑩

第1条 甲は、この契約書に定める各事項に従い、乙が（3）の就業条件を履行することを条件に、次のとおり乙に対して返済支援資金を給付するものとする。

- （1）給付額：月額 円
- （2）給付期間： 年 月から 年 月までとする。
- （3）乙の就業条件： 和歌山県獣医師職員（以下「県獣医師」という。）として勤務し、農林水産部又は環境生活部（健康福祉部を含む）の業務に従事すること。
- （4）乙の連帯保証人の極度額： 円

第2条 甲は、乙の指定する口座振込みにより、返済支援資金を毎月1か月ずつ支払う。ただし、甲乙合意により、2か月分以上を合わせて給付することができる。

第3条 甲は、乙が不正に返済支援資金の給付を受けたときは、この契約を解除し、当該不正に給付を受けた返済支援資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に給付を受けた返済支援資金を返還しなければならない。

第4条 乙は、給付を受ける条件として、次の各号を履行しなければならない。

一 獣医系大学の学生が次の各号の一に該当しないこと

- ア 退学すること
- イ 獣医学以外を専攻すること
- ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められること
- エ 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められること
- オ その他返済支援資金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められること

二 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること

三 獣医師免許を取得後、1年以内又は契約書第9条に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に県獣医師として就業すること

四 契約書第9条に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと

五 獣医師免許を取得後、返済支援資金の給付期間に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数をかけた期間（最大36月間）以上、県獣医師として従事すること。

- ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間 4分の5
- イ 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付期間 2分の3
- ウ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5

六 既に獣医師免許を有する者は、上記四及び五の条件を付し、返済支援資金の給付を受けた翌年度に県獣医師として就業すること

第5条 甲は、乙が留年した場合には、その学年度の返済支援資金の給付を行わない。



2 甲は乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの返済支援資金の給付は行わない。

この場合において、これらの月の分として既に給付された返済支援資金があるときは、その返済支援資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとする。

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

- 一 返済支援資金の給付を受けることを辞退したとき。
- 二 死亡したとき。

第7条 甲は、乙が第4条の条件に違反した場合又は第6条に該当する場合には、契約を解除することができる。乙は、このとき、いずれかの場合に該当する旨を遅滞なく甲に届け出るものとし、甲からの請求を待って、別記により算出される額の返済支援資金及び加算金（以下返還金という。）を甲に返還しなければならない。

第8条 乙は、第7条の規定に基づき甲から返還金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を甲に返還しなければならない。この場合、乙が届出を怠った場合は、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、甲は、3年を限度として返還金の返還請求を猶予することができる。

第9条 第7条の規定にかかわらず、乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、当該事由が継続する間累積3年を限度として、甲に返還金の返還債務の履行の猶予を申請することができる。この場合において、猶予期間は、県獣医師として従事した期間に算入しない。

- 一 災害、疾病その他やむを得ない理由により県獣医師としての業務に従事できないとき。
- 二 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

第10条 第7条の規定にかかわらず、乙又は乙の連帯保証人（乙と連帯して、契約の条件の不履行により生じる乙の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。）は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、県獣医師としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

2 第7条の規定にかかわらず、乙は、和歌山県のやむを得ない事情により、県獣医師として業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

第11条 乙は、正当な理由がなく、返還金を第8条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じ、返還すべき金額につき、次の算式により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

$$\text{延滞利子} = (\text{返還すべき金額}) \times (0.1095 \div 365) \times (\text{延滞した日数})$$

第12条 本契約は、第7条の規定により解除される時、又は第4条の五に規定する期間を満了するときまで、その効力を有するものとする。

第13条 乙又は乙の連帯保証人は、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当する場合は、それぞれの各号に定める提出書を別表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第14条 この契約書における連帯保証人とは、乙と連帯して、契約の条件の不履行により生じる乙の債務を負担するものとする。

第15条 実施規程、細則及び本契約に定めない事項並びに本契約に関して疑義が生じた事項は、甲の指示するところによるものとする。

(注) 連帯保証人の印鑑は、市町村長（特別区の区長を含む。）の登録を受けたものを使用し、その印鑑登録証明書を添付すること。

]

別記1 (契約書第7条の加算金の計算方法)

- (1) 給付契約が解除されたとき ((2) から (4) までに掲げる場合を除く。)

返済支援資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申し出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

- (2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかった場合 (既に獣医師免許を有する者の場合除く)

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

- (3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は第9条に規定する返還債務の履行猶予の限度内に県獣医師としての業務に従事しなかった場合

返済支援資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、県獣医師としての業務に従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

- (4) 獣医師免許を取得後、県獣医師として従事した期間が、返済支援資金給付期間の4分の5 (奨学金受給月額が5万円以下の場合) 又は2分の3 (奨学金受給月額が5万円を超え12万円以下の場合) 若しくは3分の5 (奨学金受給月額が12万円を超える場合) に相当する期間に満たなかったとき又は満たす前に第9条に規定する返還の猶予の限度を超えて第9条の一号又は二号に該当した場合。

返済支援資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、返済支援資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\text{返済支援資金給付総額} \times \left[ 1 - \frac{\text{県獣医師として従事した月数}}{\text{返済支援資金を給付した月数に係数を掛けた期間 (※)}} \right]$$

- (注1) 県獣医師として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 第9条に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、和歌山県の都合（人事異動も含む。）により県獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「返済支援資金の給付総額」を「事業実施主体が負担した返済支援資金の給付総額」とする。

別記2（契約書第7条の返還金の計算方法）

（1）返済支援資金

$$\text{返済支援資金給付総額} \times \left[ 1 - \frac{\text{県獣医師として従事した月数}}{\text{返済支援資金を給付した月数に係数を掛けた期間（※）}} \right]$$

（※）返済支援資金を給付した月数に係数を掛けた期間＝給付月額5万円以下を給付した月数×5÷4＋給付月額5万円を超え12万円以下を給付した月数×3÷2＋給付月額12万円を超えて給付した月数×5÷3

（注1）県獣医師として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

（注2）第9条に規定する債務の履行の猶予の限度を超えて、和歌山県の都合（人事異動も含む。）により県獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「返済支援資金の給付総額」を「事業実施主体が負担した返済支援資金の給付総額」とする。

（2）加算金

返済支援資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、返済支援資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に、（1）の〔 〕内の率を乗じて得た金額

契約書 14 条の別表

区 分	届 出 書 名	別記様式 番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等 が変更したとき	住所・氏名等変更届	契-1
2 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は留年後進級届	契-2
3 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は休学後復学届	契-3
4 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は停学後復学届	契-4
5 退学したとき	退学届	契-5
6 返済支援資金の給付を辞退するとき	辞退届	契-6
7 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	契-7
8 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許 を取得しなかったとき	卒業年次の免許未取得届	契-8
9 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免 許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許未取得 届	契-9
10 獣医師免許取得後 1 年以内に県獣医師として業務に 就業しないこととなったとき	業務未就業届 (県獣医師として業務に未 就業の場合)	契-10
11 県獣医師として業務に就業し始めたとき	業務就業届	契-11
12 契約書第 8 条に相当し、返還金の返還猶予を申請す る場合	返還金の返還猶予申請書	契-12
13 契約書第 9 条に相当し、返還金の返還債務の履行の 猶予を申請する場合	返還金の返還債務履行猶予 申請書	契-13
14 契約書第 10 条に相当し、返還金の全部の返還免除 を申請する場合	返還金の全部の返還免除申 請書	契-14
15 契約書第 10 条に相当し、返還金の一部の返還免除 を申請する場合	返還金の一部の返還免除申 請書	契-15

- 注) 1 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること  
2 契約書 14 条の別表に掲げる各種届出等については、契-14 を除き契約者本人（契約者本人  
が死亡等による届出を除く。）自筆とする。

別記様式契－1号（住所・氏名等変更届）

住所・氏名等変更届

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名



私

下記のとおり の住所（氏名）を変更しましたので、届け出ます。

連帯保証人

記

変更事項		変更前	変更後
本人の場合	ふりがな 氏名		
	現住所	〒	〒
	電話番号	TEL	TEL
連帯保証人の場合	氏名	( 年 月 日生)	( 年 月 日生)
	本籍地	県(都道府)	県(都道府)
	現住所	〒	〒
	電話番号	TEL	TEL
	職業・勤務先		
	本人との続柄		
変更の事由			

(注) 本人又は連帯保証人の姓名が変わった場合は、戸籍抄本を添付してください。

別記様式契一 2号 (留年届 (留年後進届))

留年届 (留年後進届)

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号 ( )  
住 所  
電話番号 (携帯可)  
氏 名 (印)

留年  
下記のとおり 留年後進級 しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科

3 留年期間及び留年した学年

年 月 日から 年 月 日まで 第 学年  
(留年後進級した年月日及び学年 年 月 日 第 学年)

大学 学 (学部) 長 殿

氏名 (印)

獣医師奨学金等返済支援資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて  
証  
明されたくお願いします。

.....  
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学 (学部) 長 (印)



別記様式契-3号 (休学届 (休学後復学届))

休学届 (休学復学届)

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号 ( )  
住 所  
電話番号 (携帯可)  
氏 名 ⑩

休学  
下記のとおり しましたので、届け出ます。  
休学後復学

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年
- 3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで  
(休学後復学した年月日及び学年 年 月 日 第 学年)

大学 学 (学部) 長 殿

氏名 ⑩

獣医師奨学金等返済支援資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて  
証  
明されたくお願いします。

.....  
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学 (学部) 長 ⑩

(注) 休学する理由書を添付してください。

別記様式契-4号 (停学届 (停学後復学届))

停学届 (停学後復学届)

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号 ( )

住 所

電話番号 (携帯電話番号可)

氏 名 ⑩

停学処分を受けましたので、  
下記のとおり 届け出ます。  
復学しましたので、

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年

3 処分の事由

4 処分の期間 年 月 日から 年 月 日まで  
(停学処分後復学した年月日及び学年 年 月 日 第 学年)

大学 学 (学部) 長 殿

氏名 ⑩

獣医師奨学金等返済支援資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて  
証  
明されたくお願いします。

.....  
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学 (学部) 長 ⑩

(注) 停学処分を受けた理由書を添付してください。





別記様式契－7号（専攻中止届）

獣医学専攻中止届

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯電話番号可）

氏 名 ⑩

下記のとおり獣医学を専攻しなくなりましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 専攻中止学部学科及び学年 大学 学部 学科

第 学年

3 専攻中止年月日 年 月 日

大学 学（学部）長 殿

氏名 ⑩

獣医師奨学金等返済支援資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....  
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学（学部）長 ⑩

（注）獣医学専攻を中止する理由書を添付してください。

別記様式契－８号（卒業年次の免許未取得届）

卒業年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯電話番号可）

氏 名

㊞

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったため、届け出ます。

記

1 卒業した大学名等                      大学    学部    学科

2 卒業年月日            年 月 日 卒業証書の記号番号（ ）

3 獣医師免許未取得の事由

年度獣医師国家試験    不合格

受験せず

合格したが未登録

（事由： ）

4 翌年度における国家試験受験の意志                      有 ・ 無

（注）この届は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯電話番号可）

氏 名

⑩

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったのを、届け出ます。

記

1 卒業した大学名等                      大学      学部      学科

2 卒業年月日                      年 月 日

3 獣医師免許未取得の事由

年度獣医師国家試験                      不合格

受験せず

合格したが未登録

その他

（事由： ）

（注）この届は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

業務未就業届

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯電話番号可）

氏 名

⑩

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 県獣医師として業務に就業しないこととなった事由

2 獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください。）

3 勤務先等

名称

所在地

主たる業務の内容

4 今後、県獣医師として業務に就業する意志 有 ・ 無

（注）この届は、獣医師免許取得後、1年以内に県獣医師として業務に就業しなくなった場合に提出してください。なお、県獣医師として業務に従事しないこととなった事由は、詳しく記入してください。（別紙記載可。）



業務就業届

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり県獣医師として業務に就業しましたので、届け出ます。

記

1 卒業及び獣医師免許取得年月日

大学卒業 年 月 日

獣医師免許取得 年 月 日（免許番号 ）

2 勤務先：名 称

所属部課

所在地

3 就業年月日： 年 月 日

4 就業期間における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長 ⑩

（家畜保健衛生所所長 ⑩ ）

（注）1 この届は、卒業後初めて県獣医師として業務に就業するとき、又は猶予後に業務に復帰するときに提出してください。

別記様式契－12号（返還金の返還猶予申請書）

獣医師奨学金等返済支援資金の返還金の返還猶予申請書

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯電話番号可）

氏 名 ⑩

下記の事由により返還金の返還の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで（ か月間）

（注）猶予申請の事由には、今後の県獣医師への復帰についても記入するとともに、  
猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－13号（返還金の返還債務履行猶予申請書）

獣医師奨学金等返済支援資金の返還金の返還債務履行猶予申請書

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯電話番号可）

氏 名 ⑩

下記の事由により返還金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで（ か月間）

（注）猶予申請の事由には、今後の県獣医師としての業務の復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－14号（返還金の全部の返還免除申請書）

獣医師奨学金等返済支援資金の返還金の全部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯電話番号可）

氏 名 ⑩

（本人死亡の場合は連帯保証人）

住 所

氏 名 ⑩

下記の事由により返還金の全部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由				
獣医系大学の学生または獣医師の氏名	決定番号		ふりがな氏名	

（注）免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

別記様式契－15号（返還金の一部の返還免除申請書）

獣医師奨学金等返済支援資金の返還金の一部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人和歌山県獣医師会 会長 様

番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ㊟

下記の事由により返還金の一部の返還の免除を受けたいので、申請します。

記

返還金等の一部の免除を申請する事由	
免除を受けようとする返還金等の額	円

（注）免除を受ける事由を証する書面を添付してください。

